

一般社団法人広島県病院薬剤師会 表彰規程

第1条 一般社団法人広島県病院薬剤師会（以下県病薬）の表彰規定を以下のように定める。

第2条 県病薬被表彰者は、県病薬会員で、次の各項に該当するものとする。

- (1) 薬剤師の地位、又は学問、技能の向上に貢献した者。
- (2) 臨床薬学・病院薬学の向上に著しい業績のあった者。
- (3) 県病薬の役員・委員として永年活動し、会の運営・各委員会の活動に寄与した者。
- (4) その他

第3条 選考委員会は、県病薬会長、副会長、日病薬代議員、会員委員会の理事によって構成し、その選考結果は県病薬理事会の承認を得るものとする。

- ・名誉会員は、会長の経験を有した者。
- ・有功会員は上記持ち点の20点以上の者を原則とする。
20点未満の者又は賛助会員は選考委員会において選考され、かつ、県病薬理事会の承認を得た者とする。

第4条 県病薬表彰は、県病薬総会時、これを行う。

第5条 選考基準は、持ち点制とする。

表彰状：持ち点 *委員が20点に達した場合
*理事の退職時感謝状(20点) 受賞者に限る。

感謝状：持ち点 *委員が10点に達した場合
*理事が20点に達した場合

委員任期1年につき次の持ち点を与える。

会長	5点
副会長専務理事	4点
支部長常任理事	3点
理事・監事	2点
委員	1点
代議員	1点
議長	1点

第6条 この規定に定めない事項、及び規定の改廃は県病薬理事会の議決によるものとする。

附則

1. 1本規定第3条について

名誉会員は、会長の経験を有した者。

有功会員は上記持ち点の20点以上の者を原則とし、20点未満の者又は賛助会員は選考委員会において選考され、かつ、県病薬理事会の承認を得た者とする。

2. 1989年改正

3. 1998年改正

4. 2003年改正

5. 2012年改正

6. 2018年改正（一般社団法人への移行に伴う改正）